

江南市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（案）の概要

市街化区域に隣接し又は近接し、自然的社会的諸条件から一体的な日常生活圏を構成していると認められる区域は、隣接、近接する市街化区域の公共施設の利用も可能であることから開発行為が行なわれたとしても、積極的な公共投資は必ずしも必要とされないとの考えで設けられた制度を活用することにより、既存コミュニティの維持や、定住人口の確保などを図ります。また、工場等の立地を迅速に行うことにより地域の活性化を図ります。

- ① 住宅等の立地条件を緩和します。
 - 市長が緩和する土地の区域を指定します。
 - 指定した土地の区域内において、住宅などを建てることのできるようになります。
- ② 地域振興のための工場、研究所の立地の推進を図ります。
 - 江南市都市計画マスタープランに即した区域内において、周辺の環境に悪影響を及ぼすことのない工場・研究所を建てることのできるようになります。

